

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

洲 本 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	8
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	市が主体的に行う取組み	8
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	9
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する 事項	10
2	利用権設定等促進事業に関する事項	11
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	11
4	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	13
第6	その他	14

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 洲本市は、淡路島の中央部に位置し、瀬戸内海型の温暖な気候のもと、水稻、野菜、果樹、花き、酪農、肉用牛等の多彩な農業生産が営まれ、京阪神への食料供給基地として大きな役割を果たしている。近年、農産物価格の低迷や、農業従事者の高齢化、担い手不足等により農業生産は伸び悩んでいるが、平成10年に明石海峡大橋が開通し京阪神が身近な距離となったことや、近年の淡路島ブームも相まって、食料供給基地としての一層の基盤づくりが急務であり、その施策の実現に向け地域農業者と一体となり推進していくことが重要である。このため、地域の農業者の意向と総意に基づき、集約型農業経営の更なる発展と集落を基礎とした土地利用型農業経営の育成を図るために、ほ場整備の実施、中核的農家あるいは担い手組織への農地の利用集積など生産体制の整備を行うとともに、地域において営農継続を希望する兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等の意向を尊重しながら農村機能を十分生かした田園構想を構築し、憩いと安らぎを求める都市住民と農村との交流を促しつつ農村の活性化を図る。
- 2 本市の農業構造については、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進んでいる。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。
- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援する。

5 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

本市は、淡路日の出農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、洲本市農業委員会、南淡路農業改良普及センター等関係団体と相互の連携の下で指導を行うため、洲本市地域農業活性化協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の洲本市地域農業活性化協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。将来の農業経営のあり方等それぞれに特色ある集落営農や個別・企業的農業経営の発展も視野に含め、連携体制を強化し、地域内の営農における農業の将来の在り方と、それを担う経営体を明確にし、将来の地域における農地の耕作者をイメージするため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）及び目標地図の策定及び見直しを進める。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、野菜の多毛作等を前提とした作業効率の良い淡路型土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業等を活用して農地の集積及び集約を推進する。

また、農地の流動化に関しても、遅れている土地基盤整備の推進を図り、優良農地を積極的に確保した上で、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、地域計画の策定に向け、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取組めるよう指導、助言を行う。なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有

適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合等の農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、スマート農機等の導入支援や、南淡路農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の最適化の推進を図り、これら認定農業者等担い手への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても担い手に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

その他事業の実施に当たっても認定農業者等担い手にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 6 本市は、洲本市地域農業活性化協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び生産者部会単位の研修会の開催を南淡路農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

さらに、大規模共同利用施設の充実や高性能農業機械の活用等により、過剰投資を避けるなど農業協同組合等の担い手支援機能を強化する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲 + 露地野菜 (レタス中心)</p> <p>(主たる従事者) 1人</p>	<p><作付面積等> 水稲=80a レタス=250a たまねぎ=50a キャベツ=20a</p> <p><経営面積> 200a</p>	<p><主な資本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (28ps) ・田植機 (共同) ・コンバイン (共同) ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機 ・レタス自動包装機 ・野菜育苗ハウス ・レタス供給ロボット ・マルチャー、倉庫 (180㎡) ・運搬車2台、フォークリフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・水稲ライスセンター使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化による労働軽減
<p>水稲 + 露地野菜 (露地野菜複合型)</p> <p>(主たる従事者) 1人</p>	<p>水稲=80a レタス=50a たまねぎ=100a キャベツ=30a はくさい=30a</p> <p><経営面積>150a</p>	<p><主な資本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (28ps) ・コンバイン (共同) ・田植機 (共同) ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機 ・レタス自動包装機 ・レタス供給ロボット ・野菜育苗ハウス ・マルチャー、倉庫(180㎡) ・運搬車2台、フォークリフト ・畝立て成形機 ・玉葱ピッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・水稲ライスセンター使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化による労働軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肥育牛 (主たる従事者) 1人	肥育牛=150頭 水稲=60a 飼料作物=200a <経営面積>100a	<主な資本装備> ・牛舎 1500㎡ ・堆肥舎 250㎡ ・ホイルローダ ・マニアスプレッダ ・送風扇 (インバータ制御) ・トラクター ・攪拌機 ・ロータリーモア ・ロールベアラ ・テッダーレーキ ・運搬車	・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・自給飼料生産推進 ・産肉能力を重視した素牛の選定 ・牛床の乾燥化 ・導入時の個体観察 ・ビタミンコントロール	・機械化による労働軽減 ・ヘルパー制度の活用 ・休日制の導入
繁殖和牛 + 露地野菜 (露地野菜複合型) (主たる従事者) 1人	水稲=60a 飼料作物=30a たまねぎ=50a キャベツ=20a はくさい=10a レタス=100a 繁殖和牛=20頭 <経営面積>100a	<主な資本装備> ・牛舎 250㎡ ・堆肥舎 50㎡ ・トラクター ・管理機 ・ロータリーモア (共同) ・ロールベアラ (共同) ・テッダーレーキ (共同) ・レタス自動包装機 ・コンバイン (共同) ・玉葱移植機 (共同) ・玉葱収穫機	・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・稲ワラ収集推進 ・育種価を活用した牛群改良 ・子牛早期離乳の実施 ・水稲ライスセンター利用 ・受精卵移植の活用	・機械化による労働軽減 ・ヘルパー制度の活用 ・休日制の導入
施設野菜 + 繁殖和牛 + 水稲 (主たる従事者) 1人	水稲=60a 飼料作物=30a いちご=25a 繁殖和牛= 6頭 <経営面積>120a	<主な資本装備> ・パイプハウス 2500㎡ ・牛舎 60㎡ ・トラクター ・管理機 ・動力噴霧器 ・灌水施設 ・電照施設	・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・稲ワラ収集推進 ・育種価を活用した牛群改良 ・子牛早期離乳の実施 ・水稲ライスセンター利用 ・分娩間隔12.5か月 ・受精卵移植の活用	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き カーネーション・ カーネーション・ (主たる従事者) 1人	カーネーション＝ 30a 水稲＝30a <経営面積>60a	<主な資本装備> ・ハウス 3000㎡ ・自動灌水機 ・温風暖房機 ・土壌消毒機 ・冷蔵庫	・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・苗冷蔵 ・省力的品種の導入 ・水稲ライスセンター	・機械化による労働軽減

(注) 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度としている。

(注) 2 類型にない経営体においては、効率的かつ安定的な経営を目指して経営改善に取り組む担い手の考え方、将来性を加味しながら育成・確保に努める。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 野菜 (主たる従事者) 3人	水稲＝10ha たまねぎ＝4ha はくさい＝1ha キャベツ＝1ha <経営面積>1000a	<主な資本装備> ・トラクター (34ps, 28ps) 2台 ・コンバイン ・田植機 ・玉葱移植機 ・玉葱収穫機 ・野菜育苗ハウス ・フォークリフト 1.5t ・運搬車 4台 ・野菜定植機 ・倉庫 ・畝立て成形機 ・玉葱ピッカー ・ブームスプレイヤー	・青色申告の実施 ・O A機器による経営管理 ・完全雇用制による安定 ・就業補償 ・ライスセンター利用	・機械化による労働軽減 ・給料制の導入

(注) 1 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば農事組合法人、株式会社の外、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の主要作物である水稲・たまねぎなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、ひょうご就農支援センター、南淡路農業改良普及センター、淡路日の出農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、洲本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組み

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南淡路農業改良普及センターや淡路日の出農業協同組合など関係機関と連携して、新たな就農希望者の受け入れを希望する地域に対して地域主導型就農定着応援プランの作成を促し情報発信を行う。就農希望者に対しては、最低限の注意点、就農までの流れ、農家の生活、農地の貸借・売買、販路別の特徴、農業に役立つ資格、主な保険や補償、年金制度等についてまとめた『すもと就農3か条』を活用し、本市で就農する上で十分な検討を促すとともに、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けての一元的なサポートとして、兵庫県（南淡路農業改良普及センター）・淡路日の出農業協同組合の協力のもと、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための合同就農相談会（毎月1回開催）を開催し、研修先として親方農家とのマッチングや、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、必要に応じて、協議の場への参加を促すなど継続的に支援する。

さらに、地域及び当該農業者が、新規就農者等を地域農業を担う者として位置付けたいと考える場合には、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、洲本市農業委員会、淡路日の出農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①（公社）ひょうご農林機構、洲本市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応や情報の提供、紹介等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、洲本市地域農業活性化協議会及び淡路日の出農業協同組合等と連携して、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びひょうご就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、淡路日の出農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、ひょうご就農支援センター、洲本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を

営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、県、洲本市、洲本市農業委員会、（公社）ひょうご農林機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手への農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め、新規就農の促進等を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

洲本市、洲本市農業委員会、（公社）ひょうご農林機構、淡路日の出農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。一方、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業や自然栽培等の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組みを進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場については、幅広い農業者の参画を図り、協議の場を設置する区域ごとに、地域における方向性や議論する材料が整った地域から設定することとし、開催に当たっては、本市HPを活用するなどして周知を図る。参加者については、地域の農業者、洲本市、洲本市農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、淡路日の出農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、（公社）ひょうご農林機構、洲本農地管理事務所、兵庫県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を洲本市の農政を所管する課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、また人・農地プランの作成が出来ていない地域については、集落単位を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。また、農業上の利用を鑑み、複数集落や小学校区単位で設定することも可能とする。

様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、兵庫県・洲本市農業委員会・（公社）ひょうご農林機構・淡路日の出農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われるよう推進する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（地域の農用地面積、営農形態に応じ1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- オ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が地域計画の達成に資するものであること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板の掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の設定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を

図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合にはその者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南淡路農業改良普及センター、洲本市農業委員会、淡路日の出農業協同組合、（公社）ひょうご農林機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、洲本市地域農業活性化協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。